

研究報告

近代日本の税務行政と関係民間団体

—税を支えるパートナー—

税務大学校研究部税務情報センター

(租税史料室) 研究調査員

今村千文

◆SUMMARY◆

税務大学校研究部税務情報センター(租税史料室)では、20万点を超える税に関する歴史的資料(史料)を所蔵しており、税制や税務行政などの歴史を紹介する「常設展示」のほか、年1回の「特別展示」を行っている。

令和6年度の特別展示では、近代日本の税務行政を支えた関係民間団体に焦点を当て、明治期の納税組合から、戦後の申告納税制度導入とともに結成された各関係民間団体までの変遷をたどることで、税務行政を取り巻く人々の時代ごとの姿について紹介している(展示期間は、令和6年11月1日から令和7年10月31日まで)。

本稿は、この特別展示における展示史料の主なものについて、写真を交えながら若干の補足を加えて解説するものである。

(令和7年7月17日税務大学校ホームページ掲載)

(税大ジャーナル編集部)

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目 次

はじめに	268
1. 近代の税務行政と納税組合の設立	269
(1) 納税組合の設立	269
(2) 徴税補助団体の整備	275
(3) 酒類業組合へ	278
2. 戦時税制と関係民間団体	280
(1) 納税施設法の制定	280
(2) 税務代理士の登場	282
3. 戦後の税務行政と関係民間団体	286
(1) 申告納税制度の導入とシャウブ勧告	286
(2) 納税貯蓄組合	288
(3) 青色申告会	290
(4) 法人会	292
(5) 間税会	293
(6) 納税協会	295
おわりに	296

はじめに

令和6年度の租税史料室の特別展示は、「近代日本の税務行政と関係民間団体 一税を支えるパートナー」と題し、日本の税務行政を取り巻く、多くの関係民間団体の変遷について展示を行っている。

これまでの租税史料室での特別展示では、各税目の変遷や各時代の税務行政等について、租税史料室所蔵の税務行政史料を中心に使用して行ってきた。今回の特別展示では、税務行政が多くの関係民間団体との協力関係によって運営されていること、及び租税史料室の利用者の裾野をより広げることも理由として、近代日本の税務行政を巡る関係民間団体について特別展示を行うこととした。

関係民間団体について、国税庁は「国税庁では、関係民間団体の協力を得て、各種説明会等をはじめとした様々な取組を通じて、積極的な周知・広報に取り組んでいます。関係民間団体は、e-Taxの利用拡大に向けた取組やマイナンバー制度の普及・定着に向けた取組、「税を考える週間」における各種行事の共同開催を推進するなど、各団体間の連携・協調の強化を図りながら、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及等のために大きな役割を果たしています⁽¹⁾と紹介をしている。

さて、この近代日本の税務行政と関係民間団体との関係については、市田・岸の共著論文「日

⁽¹⁾ 国税庁『国税庁レポート 2024』32頁。(https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/report/report2024/pdf/03.pdf) (2025年1月14日最終閲覧)

本の税務行政における官民協力の考察—関係民間団体を中心として—⁽²⁾で、分析している。この論文では、予算や人員といった官の「リソース」不足を、納税者の組織体「民」の協力で補っていく体制を、海外に類例のない極めて稀有な事例とし、その誕生から現在までの推移について考察をしている。さらに、各関係民間団体も、創立から区切りとなるタイミングで記念イベントを開催したり、記念誌を発行し、戦後の混乱期から、納税道義の昂揚や、税の民主化公平化のために結成されていった過程を描いている⁽³⁾。

今回の特別展示は、これらを参考に、税務行政と関係民間団体との関係、特に設立の背景について、明治期より昭和期までを紹介している。

なお、今回の展示で紹介する団体は、『国税庁レポート 2024』にならぬ、青色申告会、法人会、間税会、納税貯蓄組合、納税協会のほか、酒類業組合、税理士会である。多くの団体を対象としたことから、特別展示で紹介しきれなかった事柄も紹介しつつ、展示概要について解説をしていく。

1. 近代の税務行政と納税組合の設立

(1) 納税組合の設立

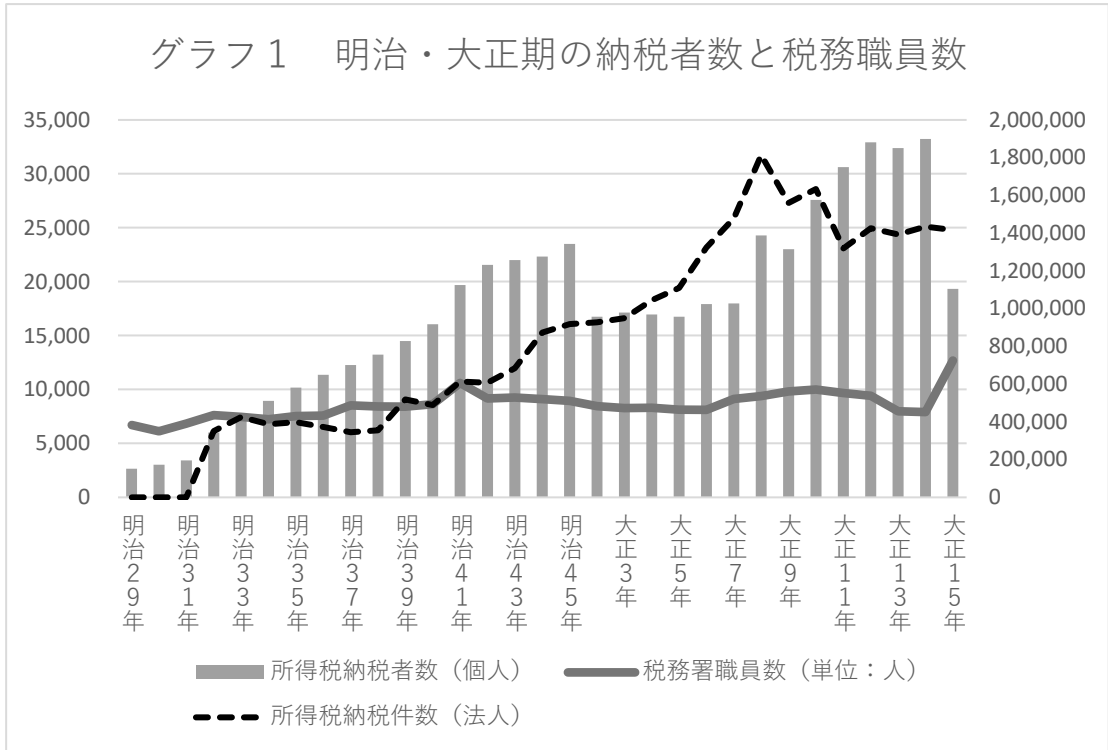
最初に、当時の税務行政の現場の状況を納税者数と税務職員数との関係で確認しておく。

税務署が設置された明治 29 年から大正 15 年までの第一種所得税（法人所得）と第三種所得税（個人所得）の納税者数と、税務職員数の推移を表したのが次のグラフである（グラフ 1）。

⁽²⁾ 市田浩恩、岸英彦「日本の税務行政における官民協力の考察—関係民間団体を中心として—」（税務大学校『税大ジャーナル』32号（税務大学校、2021年））。

（https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/journal/saisin/020928_ichidakishi.pdf）
（2025年1月14日最終閲覧）

⁽³⁾ 日本税理士会連合会『税理士制度沿革誌』（日本税理士会連合会、1969年）、大阪国税局管内納税協会連合会『二十五年史』（清文社、1971年）、全国納税貯蓄組合連合会、納税貯蓄組合法施行25周年記念事業会『納税貯蓄組合25年の歩み』（全国納税貯蓄組合連合会、納税貯蓄組合法施行25周年記念事業会、1977年）、全国青色申告会総連合『青色申告・35年』（東京青色申告会、1985年）、全国法人会総連合『全法連30年史』（全国法人会総連合、1985年）、全間連30年の歩み作成部『全間連30年の歩み』（全国間税会総連合、2004年）、播久夫『実録・青色申告制度40年史』（大蔵財務協会、1990年）、国税解説協会『信念、反骨の大蔵省人生』（「信念、反骨の大蔵省人生」刊行会、1984年）等を参考とした。『信念、反骨の大蔵省人生』は、後述するが、青色申告会や法人会の結成に東京国税局直税部長として尽力した清野真の回想録である。



出典：国税庁長官官房総務課『税務統計年報書 第100回記念号』（国税庁、1976年）

第一種所得税の納税件数は、日露戦争後から急激に増加していることが確認できる。第三種所得税納税者数は圧倒的に数が多いため、棒グラフで示しているが、大正2年の減税⁽⁴⁾や大正15年の税制改正⁽⁵⁾で、急激に減少する箇所があるが、全体としては増加傾向を示している。一方の税務職員数は、1万人未満で推移しており、増加し続ける納税者数に対して、圧倒的に数が少ない傾向であることが確認できる。税務の現場で厳しい人手不足状態になっていたことが想定される。

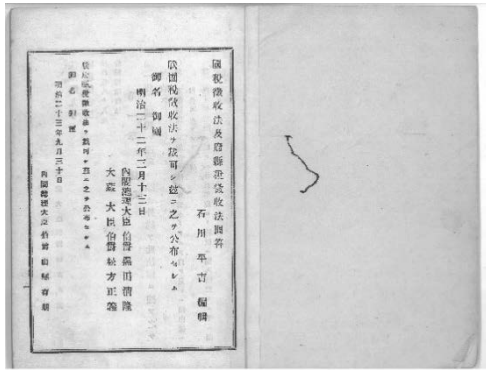
ここで、近代日本の税務行政のシステムを確認しておく。

(4) 日露戦争後、経済の変化を受けて、負担の軽減、課税の公平を目指す大規模な税制改正が目指され、所得税に関しては、大正2年の所得税法中改正法律（法律第13号）によって初めて減税が実施された（大蔵省『明治大正財政史 第6巻』（財政経済学会、1937年）199～204頁）。

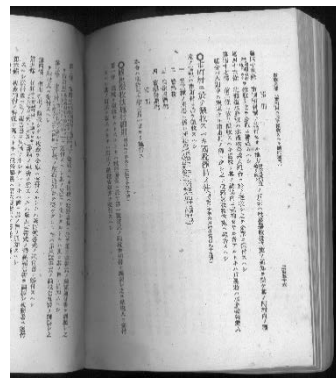
(5) 大正15年の税制改正は、第一次世界大戦後の景気の急激な変動や関東大震災を背景に、再び国民負担の軽減や課税の公平を目指して行われた。直接国税の中では、所得税をその中枢に位置付け、地租と営業収益税をその補完税として位置付けた。また、生活上の負担の軽減のため、通行税、醤油税、売薬税が廃止され、織物消費税も改正された（大蔵省・前掲注(4) 291～301頁）。

戦前（厳密には昭和 22 年以前）までの日本は、賦課課税制度が採用されていた。明治 22 年に制定された国税徴収法では、時期によって税目が異なるが、一部の直接税の徴収については、市町村が義務を負うこととされていた（史料 1）。

史料 1：国税徴収法及府県税徴収法問答



史料 2：市町村ニ於テ徴収スベキ国税種目ノ件



この一部の直接税のうち、地租以外の税目には、国から徴収費用として、徴収金額の 4%の交付金が市町村に交付されることとなった。特別展示では、法人課税が始まった明治 32 年当時の交付金を交付する対象となった税目を指定する勅令（明治 32 年勅令第 219 号）を展示している（史料 2）。

税務署が市町村に徴収事務の委託を行うため、税務署は市町村と協議を持つ事がしばしばあった。東京税務監督局は、管内税務署に対して「市町村国税徴収奨励内規」^⑥を定めており、税務署長が、市町村に対して、期限内納税を実現するよう注意すること等を指示している。その中で、「市町村ノ国税徴収ニ付、納税組合等便利ナル設備ヲ為サシムルコトニ注意シ、将来之等ノ施設ヲ為スモノアルトキハ、其ノ時々之ヲ本局ニ報告スルコト」^⑦と、税務監督局は、納税組合の有効性に着目している。なお、税務署が働きかけたりするほか、市町村が自主的に、納税組合や納税表彰規程を作ったりするケースもあった。

納税組合は、農山漁村、商家や官公庁といった、地域や職業に応じて、いくつかの種類に分けられた。納税奨励活動に従事していた久保太助^⑧という人物が刊行した『納税組合の指導に就いて』（百道刊行社、昭和 7 年）では、①納税貯金組合、②納税取纏（とりまとめ）組合、③納税督励（とくれい）組合、④納税準備貯金組合を列挙している（表 1）^⑨。これらの中では、久保は、納税貯金組合が「都市でも農村でも、又は銀行会社官庁などに勤める人達が、申合せ

⑥ 明治 41 年東京税務監督局訓甲第 96 号（東京税務監督局「局報 経理編 明治 41 年」平 11 東京 26）に所収。

⑦ 前掲注(6)に同じ。

⑧ 久保太助は、納税奨励に関する書籍をいくつか出版している（例えば、『納税奨励の理論と実際』（百道刊行社、1933 年）、『納税組合長必携』（百道刊行社、1934 年）、『納税不良市町村の指導と更正の実例』（百道刊行社、1937 年）。『納税組合長必携』での、大津山信蔵福岡県庶務課長の序によると、久保は、福岡県嘱託として長年納税奨励事務に携わっており、講演会や執筆活動等を行っていたようである。

⑨ 久保太助『納税組合の指導に就いて』（百道刊行社、1933 年改訂版。初版は 1932 年）25～31 頁。

て実行すれば、非常に効果がある」⁽¹⁰⁾と評価している。

表1：納税組合の種類

<p>納税貯金組合</p>	<p>各自の一年間の予定税額をあらかじめ見積もり、それを日掛け、もしくは月掛けで積み立てていくケースです。 日掛けは毎日現金が出入りする商家で、月掛けは企業や官公庁等に勤める人たち及び農村で効果があるといわれていました。</p>
<p>納税取纏組合</p>	<p>納税組合長が、納税期日、またはその前日までに組合員各戸を訪問して、納税令書と税金とを取りまとめて、役場に一括納税するケースです。 組合長のみだとその負担が大きいと、数名の幹部により、一斉に取りまとめを行い、企業や官公庁で結成することが効率的であるとされました。</p>
<p>納税督励組合</p>	<p>納税期日前または納税日に、組合長が納期が来たことを組合員に知らせると同時に、完納を督励するケースです。 取纏組合と同様、組合長一人だと負担が大きいと、青年団や婦人会等の協力を得ることが望ましいとされていました。</p>
<p>納税準備貯金組合</p>	<p>一時に多額の収入があった場合に、その1割程度を納税に備えて貯金をして完納に充てるケースです。 季節によって漁獲高が大きく変動する漁村や、材木などの売却で一時に多額の収入がある山村などで結成されることが多いといわれていました。</p>

この納税貯金組合の一例として、山梨県の都留税務署（現在の東京国税局大月税務署。明治42年に谷村税務署と猿橋税務署が合併して都留税務署となり、昭和10年より大月税務署）長が東京税務監督局へ提出した報告「谷村町勤儉貯蓄組合現況調査表」を展示している（史料3）。この一覧表には、明治43年12月現在の谷村税務署管内の組合の名称や管轄区域、組合員数、組合長名のほか、貯金の方法（日掛、月掛等）、一回の貯金金額等が記載されている。

⁽¹⁰⁾ 久保・前掲注(9)27頁。

史料3：谷村町勤儉貯蓄組合現況調査表

この谷村町勤儉貯蓄組合が結成された背景には、この地域が「甲斐絹」に代表されるように古くから織物業が盛んな地域であり、そのため、地域の生産者と売込商との決済の必要性から、地域金融が比較的発達していたことが考えられる⁽¹¹⁾。

もう一つ、当該地域で納税組合が結成された背景は、谷村税務署事件⁽¹²⁾という形で現れた税務署への不信感があると考えられる。この事件は、明治38年6月に谷村税務署が、犯則処分を受けた「坪買商」⁽¹³⁾によって、「税務署長以下署員ガ時局ヲ顧ミズ収入以上ノ浪費ヲ為スコト、収入以上ノ浪費ヲ為スニ付テハ、戦時税ヲ私スルノ疑アルコト」等と煽動された織物製造業者により襲撃された事件である。この背景には、織物消費税が明治37年に導入され、また、課税価格が税務署によって高く査定された事に対する不満が募っていたところに犯則処分を受けた事が引き金となっていた。

このように、この地域は、織物消費税の導入という新税の導入の影響をダイレクトに受けた地域でもあり、税務署への不信感が強い地域であったのである。

展示史料の都留税務署長の報告では、「谷村町ハ本組合ヲ利用シ従来ノ面目ヲ一新シ成績頗ル見ルヘキモノアリ。間断ナク注意ヲ促シツツアリ」⁽¹⁴⁾と、事件発生からの5年間に、納税組

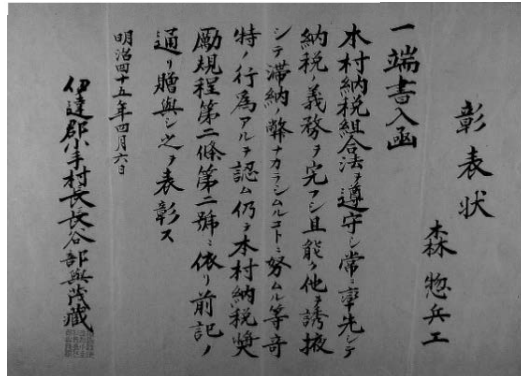
(11) 藤澤竜人「日露戦後恐慌期（1907年～）における山梨県の製糸産業と織物産業の状況」（立正大学経済学部『立正大学経済学季報』71巻3号、2021年）124頁参照。
 (12) 事件の詳細は、明治38年10月5日東京税務監督局長乙第812号「谷村税務署事件に付内訓」（木更津税務署「例規 間税編」昭45東京5-2所収）に述べられている。以下の引用もこの史料からのものである。
 (13) 明治38年1月に大蔵省内で開催された、東京税務監督局管内税務署長会議で示された「内地消費ノ織物取扱ニ関スル細目」によると、坪買商とは「各製造業者ニ就キ織物ヲ買廻ル商人」であり、製造者に不利益を及ぼす可能性があったとしている。
 (14) 明治44年1月10日都留税務署長税務通信（東京税務監督局「局報 経理編 明治44年」平11東

合等の地道な活動を通じて、税の収納状況が改善していったことが伺える。

税務署への不信感が強い地域での税の収納状況を改善する施策として、地域の金融を利用した納税組合が結成されていったのである。

また、納税組合の結成以外にも、市町村独自で納税表彰規程を作るようになっていた。特別展示では、明治 45 年の現在の福島県伊達市の村で出された「表彰状」を展示している（史料 4）。受表彰者が、滞納の弊害を除去しようと活動したことを「奇特」として、村の納税表彰規程により、表彰したものである。

史料 4：表彰状（福島県伊達郡小手村）



先ほど述べた市町村交付金は、最も納税者が多い地租は対象となっていないことや、市部と郡部とで徴税事務の負担に不公平感があり、それを解消するために、何度か改正が行われた（表 2）。そういったタイミングで、市町村交付金がこれらの施策の為に使用されるよう、税務当局から依頼が出されていた。

表 2：市町村交付金の変遷

明治30年	地租	交付金なし
	地租以外の対象税目	徴収金額の4%
明治44年	地租	徴収金額の0.7%
	地租以外の対象税目	徴収金額の4%
大正3年	すべての対象税目 (徴収金額比例分)	徴収金額の3%
	すべての対象税目 (納税告知書送付分)	納税告知書1通につき2銭

大正 3 年に市町村交付金制度が改正された際に、大蔵省主税局長が出した通達でも「国庫交付金ハ徴税上必要ナル各種施設方法ヲ構図スルノ経費ニ先ツ以テ充当セシムルハ勿論ノ儀ニ有

京 29 収録)。

之候間、其ノ趣旨ニ依リ御監督相成度」⁽¹⁵⁾と、(通達中では国庫交付金となっている)市町村交付金の第一の使途が納税施設に使われるよう、市町村と協議をするよう通知していた。

(2) 徴税補助団体の整備

先にも確認したが、一部の直接国税では、市町村が国税の徴収を請け負い、交付金を受けていたが、当初、間接国税ではそのような制度がなかった。

間接国税の徴税補助団体への交付金は、まず、大正7年に織物消費税において導入された。

そもそも織物消費税は、日露戦争最中だった明治38年の第二次非常特別税の内の一つの税目として新設された⁽¹⁶⁾。その前年の第一次非常特別税法によって、毛織物消費税が創設されていたのだが、その課税範囲を織物一般に拡大したのである。この第一次、第二次の非常特別税は、平和回復後の翌年末日に廃止されるとされていたが、日露戦争終結後も、いわゆる戦後経営によって、日本の財政規模が膨張してしまっただけで、当面は継続とされ、明治39年の税法審査委員会、その翌年の税法整理案審査会の審議を経て、織物消費税は恒久的な税目とされ、明治43年に織物消費税法が制定された⁽¹⁷⁾。

織物消費税は、製造場又は保税倉庫から引き取るときに、引き取り人が納付することとされ、移出前の価格が課税標準とされた。しかし、非常特別税法は、日露戦争中の臨時立法であり、具体的な徴収方法については決められていなかった。そのため、各税務監督局で、具体的な方策を指示することとなった。例えば、第一次非常特別税法施行を目前とした明治37年12月に東京税務監督局が出した「織物消費税法施行ニ付支障ナキ様準備ノ件」⁽¹⁸⁾という通達では、納税が発生するケースを想定して、市場や工場の場合には、それぞれ、市場管理人や工場主等を徴税補助に当たらせることとしたが、「小製造者」について、注目したのは織物同業組合である⁽¹⁹⁾。「小製造者点在セル地方ニ於テハ、各市町村、数町村又ハ町村内ノ部落毎ニ製造者ノ共同組合ヲ設立セシメ、産業上ノ改良発達ヲ企画スルノ機関タラシムル」⁽²⁰⁾としており、この「共同組合」の立場を織物同業組合が担うこととなったのである。特別展示では、桐生の織物同業組合の絵はがきをパネル化している(史料5)。

⁽¹⁵⁾ 大正3年大蔵省主税局通牒守秘義務143号「国税徴収法改正ニ伴フ市町村交付金ノ使途ニ関スル件」(丸亀税務監督局「大正3年分局報 全」昭60高松28所収)。なお、この時の税法改正により、市町村交付金は、徴収税額の3%、納税告知書1通に付2銭となり、市町村交付金の総額はほぼ倍に引き上げられた。

⁽¹⁶⁾ 織物消費税の導入過程、徴税システム、及び交付金については、鈴木芳之「織物消費税納税システムの構築と交付金制度」(『税大論叢』37巻(税務大学校、2001年))を参照。

⁽¹⁷⁾ 鈴木・前掲注(16)161頁。

⁽¹⁸⁾ 明治37年12月10日東京税務監督局訓乙第657号(東金税務署「例規通達(間税関係)(織物消費税)」昭56東京2194所収)。

⁽¹⁹⁾ 鈴木・前掲注(16)164~168頁。

⁽²⁰⁾ 前掲注(18)。

史料5：桐生織物同業組合絵はがき



織物同業組合は、日清戦争後の国内産業奨励策の一環として、明治 30 年に制定された重要輸出品同業組合法によって、各地で結成された⁽²¹⁾。さらに、明治 33 年には、この法律は重要物産同業組合法へと改正され、重要輸出品だけでなく、産業全般に拡大した。明治 30 年時点では、輸出織物の生産業者が対象となり、明治 33 年の時点では、輸出だけでなく国内販売の織物業者も対象となっていった。

組合では、管内の小規模な製造者から織物を集めて品質の検査をしたり、体裁を統一させるなどしてから出荷をしていたが、この際に徴税手続を担わせようとしたのである。以降、織物同業組合も徴税補助を行うこととなったが、市町村とは異なり、無償であった。

織物同業組合にも、交付金を交付するよう求める声が上がったが、実現したのは、大戦景気に沸く大正 8 年であった。好景気の中、織物の消費が激増し、それに比例して、徴税事務補助の負担も大きくなったため、それを補うために交付金が交付されることとなったのである⁽²²⁾。当初は、取り扱う織物価額の 1,000 分の 1 とされていたが、価額が安い織物を大量に扱う組合にも配慮して、大正 11 年からは、取り扱う織物価額の 1,000 分の 1 と、取扱点数 500 点に付き 1 円という割合になった（表 3）。

表 3：織物消費税と酒税の交付

大正 8 年	織物消費税	課税織物価額の 1,000 分の 1
大正 11 年	織物消費税	課税織物価額の 1,000 分の 1 取扱点数 500 点に付き 1 円
大正 15 年	酒税	査定石数 10 石に付き 1 円

このように織物同業組合への交付金制度が始まったのだが、酒造組合も、同様な交付金の交付を求めるようになった。

⁽²¹⁾ この過程については、鈴木・前掲注(16)166 頁、167 頁を参照。

⁽²²⁾ 鈴木は、織物同業組合への交付金交付について「公的に制度化することで、納税事務補助の義務と責任を明確にして納税事務補助は正の一助とし、税務署査定事務の削減、さらには納税成績の向上につなげることを目的とするものであった」と評価している（鈴木・前掲注(16)185 頁）。

大正 15 年の税制改正では、所得税等の減税、醤油税や石油消費税等の廃止が行われ、これを補填するために酒税の増徴を図る酒造税法の改正が行われた。その際、酒造組合について、「此の制度（引用者注：交付金制度）は既に織物消費税に就き之を實行し、徴税上官民共に頗る便宜を得つつあるのみならず、一面酒造組合の健全なる発達を助長し、醸造業の進歩改善上相当の効果あるべきを以て」⁽²³⁾、徴税に必要な設備や補助を行うことを条件として、一定の交付金（査定石数 10 石に付き 1 円）を交付することが決定された。

特別展示では、「大正 15 酒造年度全国酒造組合交付金」（史料 6）を展示している。査定造石数に応じて、交付金額は多くなっており、当時の酒造業が盛んだった地域を知ることができる⁽²⁴⁾。また、交付金の交付対象組合が、多くの府県では郡ごとになっているが、山梨県や福岡県等は県単位となっている。

史料 6：大正 15 酒造年度全国酒造組合交付金

ここでいう徴税補助は、酒造税法他四件取扱方ノ件⁽²⁵⁾によると、税務署が組合もしくは組合員に命令する徴税補助は、「(イ) 査定又ハ検定事務ノ補助 (ロ) 組合員ヨリ税務署ニ提出スヘキ申請申告其ノ他ノ書類ヲ取纏メ念査スルコト (ハ) 造石税ノ納税督励ヲ為スコト (ニ) 検査取締ニ必要ナル事項ノ伝達」であった。これらの徴税補助の事務を行う組合に対して、交付金を交付することとされた。

このように、税務当局での人手不足と、それを補うための同業者団体に徴税補助を担わせるという構図は、大正期に入っても整備されていったのである⁽²⁶⁾。

⁽²³⁾ 大蔵省『明治大正財政史 第 7 卷』（財政経済学会、1938 年）582、583 頁。

⁽²⁴⁾ なお、令和 4 年度の清酒の課税数量（単位龍）の上位 5 都道府県は、兵庫県 99,159、京都府 75,330、新潟県 31,034、埼玉県 25,640、千葉県 16,853 である（出典、国税庁「第 148 回 国税庁統計年報書」280 頁（<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/r04/R04.pdf>））。

⁽²⁵⁾ 大正 15 年 3 月 31 日主秘第 13 号主税局長通牒（東京税務監督局「間税編 例規（1）酒造税（1）昭和 14 年」昭 56 東京 1885-1 所収）。

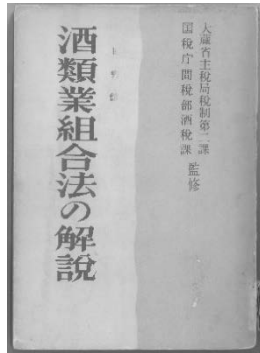
⁽²⁶⁾ シャウブ勧告でも、「非常に増大した仕事の重圧と熟練した職員の不足という制約の下に、税務署の

(3) 酒類業組合へ

この当時の酒造組合は、基本的には清酒と焼酎製造業のみを対象としていた。

ここで、戦前の酒造組合と現在の酒類業組合との関係について、大蔵省主税局税制第二課及び国税庁間税部酒税課が昭和 28 年に監修した『酒類業組合法の解説』⁽²⁷⁾ (史料 7) によって触れておく。

史料 7：酒類業組合法の解説



近代日本の租税では、酒税が重要な地位を占めており、酒税の保全のために、地域内で組合を結成するようになっていった。

法的には、明治 31 年の酒造税法改正により、酒造業者は府県若しくは税務署単位で酒造組合を設置することを義務付けられ、翌年には酒造組合規則が定められた。酒造組合は、組合員が一致して営業上の弊害を矯正すると同時に、組合員の酒造業者の酒税納付を担保させることが目的とされた。

明治 38 年には酒造組合法（明治 38 年法律第 8 号）が成立し、酒造組合は強制から任意の団体となり、法人格を与えられた。これにより、税務署単位での酒造組合、道府県単位での酒造組合連合会が設置されるようになった。

酒造組合に交付金が交付されるようになった大正 15 年当時、酒造組合法で酒造業者と指定されたのは、清酒、濁酒、白酒、味醂又は焼酎の製造業者であり、ビールや雑酒などは含まれていなかった。

昭和に入り、金融恐慌以降、厳しい経済不況に見舞われると、生産過剰が問題となってきた。そのため、販売統制や価格協定等の自主的な統制を製造業者が模索するようになった。西洋伝来の新式蒸留器を使用して造られる新式焼酎や新式味醂の製造業者が生産割当協定のため、昭和 3 年に全国新式焼酎味醂連盟を結成した⁽²⁸⁾。また、昭和 4 年には、全国の合成清酒及び雑酒製造業者の有志によって全国清酒含有飲料組合が結成され、ビールについても、昭和 8 年に麦

多くは、小商店主、喫茶店主および他の組合構成員の所得税の徴収または課税でさえ、いわゆる同業者組合に依存するようになった」(GHQ 発表版『シャウプ使節団 日本税制報告書 巻 2』225 頁)と、同業者組合における徴税補助のバックボーンを税務当局の人材不足に求めている。

⁽²⁷⁾ 大蔵省主税局税制第二課、国税庁間税部酒税課『酒類業組合法の解説』(大蔵財務協会、1953 年)。

⁽²⁸⁾ 合同酒精社史編纂委員会『合同酒精社史』(合同酒精株式会社、1970 年) 168～170 頁。

酒共同販売株式会社を結成し、共同販売と増産の中止を行った⁽²⁹⁾。これらの組合、もしくは連盟は、酒造組合法の対象ではなく、不況下においての生産統制等を目的として結成されたものである。

酒造組合法下においては、昭和4年に、清酒、濁酒、旧式焼酎及び旧式味醂製造業者が全国的に結束を固くする必要から、法律第54号によって酒造組合法が改正され、酒造組合中央会の結成が認められた。

すなわち、当時は、酒造組合法で指定された組合の外に、生産統制等を目的とした酒類製造業者も存在していた。

また、酒類販売業者については、昭和7年に制定された商業組合法によって、同業組合が設立されるようになり、昭和13年には統制経済の下、税務署単位で酒類販売業者組合が設立されていた。

つまり、大きく変動する景気、統制経済等の影響から、法的根拠がまちまちに組合が共存していた。

厳しい不況下で、過剰生産や廉売に対抗するための生産統制だったが、昭和12年に日中戦争が勃発し、原料資材が軍需生産に優先されるようになると、酒類の生産過剰が供給不足となり、生産統制の意味が異なってきた⁽³⁰⁾。翌年には国家総動員法が出され、昭和16年には重要産業団体令が出される中、昭和18年に酒類業団体法（法律第73号）が制定され、酒類製造業者と酒類販売業者の再編成が行われた。

酒類業団体法では、酒類製造業者の団体として、酒造組合中央会、全国合成酒酒造組合、全国麦酒酒造組合、全国果実酒酒造組合、全国雑酒酒造組合が並列的に指定され、酒類販売業者の団体としては、酒販組合中央会の下に、全国酒販組合連合会、大日本酒類販売株式会社、麦酒統制株式会社、全国果実酒卸共販組合、全国雑酒共販組合が組織された。この団体への加入は強制とされ、この酒類業団体法で指定された団体に、交付金が交付されるようになったのである⁽³¹⁾。

戦後、酒造組合中央会は昭和23年1月に閉鎖機関に指定され、酒造組合の根拠法である酒類業組合法も同年7月に廃止された。酒造業界では、この廃止された組織に代わる団体の創設を試み、昭和23年5月に日本酒造協会を設立した。しかしながら、事業者団体法（独占禁止法の前身）の適用を受けており、酒類の自主的な需給調整といった実情に即した活動ができなかった。

酒造団体では、酒税が国税に占める重要性から、「酒類製造業者は、その構成団体とともに大蔵省の厳重な監督指導を受けているのであって、他の産業に比して著しく特異の性格を有する」⁽³²⁾として、酒類業団体法に類する法律の制定を求めた。

このような動きを受けて、昭和28年に酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律7号）で、酒類製造業者及び酒類販売業者が組合を設立して、酒税保全のために、酒類の適切な需給調整措置等を行うことができるようになった。酒類業組合は、加盟は任意とされ、

⁽²⁹⁾ 前掲注(27)10頁。

⁽³⁰⁾ 前掲注(27)11頁。

⁽³¹⁾ 前掲注(27)13～15頁。

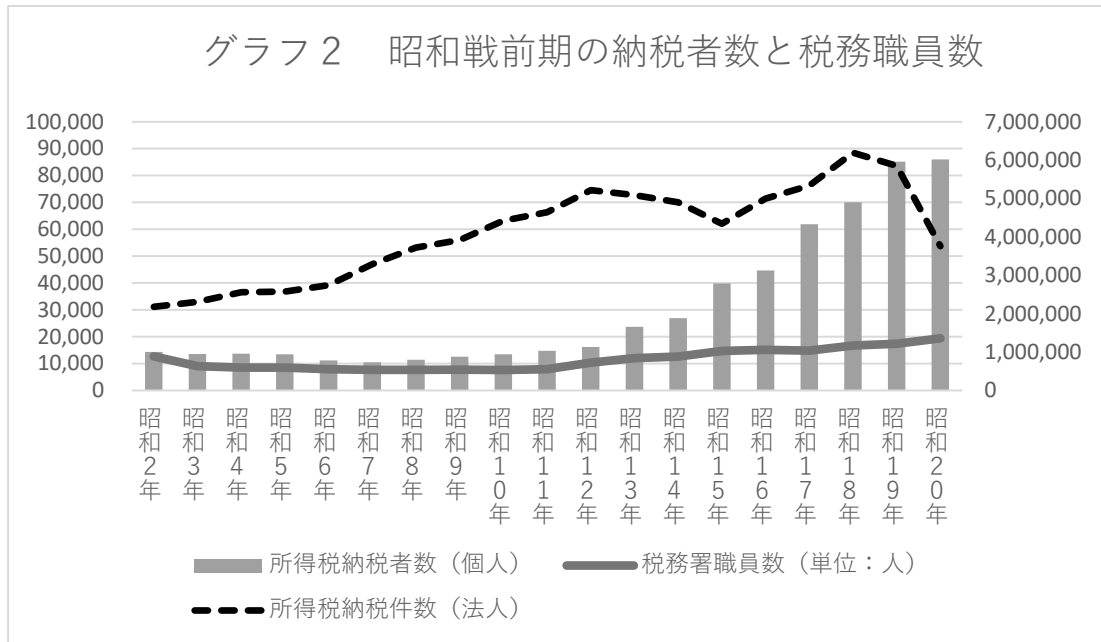
⁽³²⁾ 酒造協会による昭和27年6月の「酒造組合法の制定と事業者団体の適用除外要望について」（酒造組合中央会沿革史編集室『酒造組合中央会沿革史 第3編』日本酒造組合中央会、1974年）619頁。

酒税の賦課徴収に関する側面的協力を図ることを主要な事業としていることから、酒税の賦課徴収に関する事業活動に必要な経費の補助として、交付金を交付されることとなった。これが、現在の酒類業組合の出発点となったのである。

2. 戦時税制と関係民間団体

(1) 納税施設法の制定

先に、明治大正期の納税者数の増加と税務職員数の微増状態を確認した。このコーナーでは、昭和戦前期の納税者数と税務職員数との関係についてのグラフを展示している（グラフ2）。



出典：国税庁長官官房総務課『税務統計年報書 第100回記念号』（国税庁、1976年）

この時期の経済状況は、大正12年に発生した関東大震災の傷が癒えない中、金融恐慌が発生していた。さらに、昭和4年秋にアメリカで世界恐慌が発生し、翌年には日本にも波及した。おりしも日本は、井上財政下で金解禁をしており、昭和恐慌へと突入していく状況であった。

また、昭和12年の盧溝橋事件から、北支事件特別税法（法律第66号）、翌年には支那事变特別税法（法律第51号）という臨時増税が続いた。

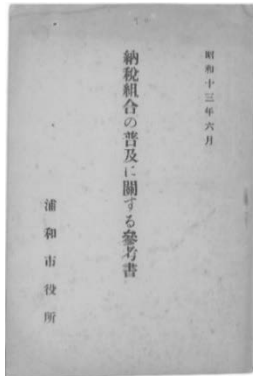
昭和15年の税制改正で、第一種所得税が法人税となり、第三種所得税は現在のような個人を対象とする所得税となった。この二つの税目の納税者数の推移をまず見てみると、第三種所得税（昭和15年からは所得税）の納税者数は、深刻な不況の影響から、昭和10年までは伸び悩んでいるが、北支事件特別税法などをきっかけに、昭和12年から急速に増加している。また、第一種所得税（昭和15年からは法人税）納税件数は、世界恐慌からの回復傾向に入る昭和7年頃から急速に増加している。第一種所得税の納税件数が昭和15年に減少するのは、第一種所得税が廃止され新たに法人税が創設された昭和15年の税制改正の影響と考えられる。

このように、日中戦争、太平洋戦争を経て納税者数が激増していくのだが、その一方で、税務職員数は、変わらずほぼ横ばい状態となっている。しかも、税務行政の現場では、大正 11 年に国有財産管理事務、昭和 7 年には預金部資金の運用事務（市町村への貸付等）、昭和 15 年からは会社経理統制令の運用事務など、税務行政以外の事務も行うこととなっていた。さらに、税務以外の大蔵省の地方事務が増えたため、昭和 16 年には税務監督局は財務局に改組された。戦時中には、軍需大臣の所管事務や、金融機関の監督事務等も所管するようになった⁽³³⁾。税務署の人員があまり増加していないのに対し、事務量は激増していったのである。

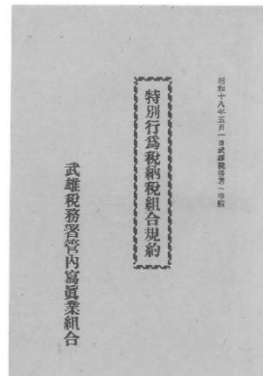
昭和期に入ると、日本は深刻な不況に見舞われた。そのため、国税地方税問わず、税の収納成績が極めて悪化した。昭和 12 年には、国民精神総動員運動が始まり、その一環として、同年 11 月には納税報国週間が全国で実施された。一挙に、納税奉公の風潮が盛り上がったのである。

この風潮を表す史料として、昭和 13 年に浦和市役所（現在の埼玉県さいたま市）が作成配付した「納税組合の普及に関する参考書」（史料 8）を展示している。

史料 8：納税組合の普及に関する参考書



史料 9：特別行為税納税組合規約



前項では、大正期に織物同業組合や酒造組合に徴税補助の代わりに交付金が交付されるようになった過程を説明したが、昭和期の戦時税制で創設された間接税でも採用されていった。特別展示では、武雄税務署管内の写真業組合による特別行為税の納税組合の規約を展示している（史料 9）。特別行為税法は昭和 18 年に定められ（法律第 71 号）、その 19 条で「政府ハ第一条ニ掲グル行為ヲ為ス業ヲ営ム者ノ組織スル団体ニ対シ、徴税上必要ナル施設ヲ為シ又ハ徴収事務ノ補助ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得 前項ノ場合ニ於テハ前項ノ団体ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ交付金ヲ交付スルコトヲ得」とされていた。

このように、地域や同業者団体を利用した納税組合が積極的に結成されていったのだが、その集大成ともいえるのが、昭和 18 年の納税施設法（法律第 64 号）である。先の特別行為税の徴税補助も、この法律に付随したものである。

この法律では、それまで存在していた様々な納税組合と共に、新たに、町内会や部落会も納税団体として指定し、一定の交付金を出し徴税の補助を行わせることとしていた。また、法人に対しても、納税積立金の積立義務が課せられた。また、同時に、間接税の諸法も改正され、物品税、入場税、砂糖消費税、特別行為税についても、同業者団体に徴税の補助を請け負わせ

⁽³³⁾ 税務大学校研究部編『税務署の創設と税務行政の 100 年』（大蔵財務協会、1996 年）61、62 頁。

ると同時に、交付金を交付することとなっている。

納税施設法は、昭和 22 年に廃止されたが、その間の地域団体、職域団体、同業者団体の組合員数及び団体員数の推移を大蔵省主税局が編纂した『税務統計年報書』からまとめたものが表 4 である。昭和 19 年分はデータがないが、ちょうど終戦を挟んだ時期に当たる。

表 4-1：納税団体（地域団体、職域団体）

	地域団体		職域団体	
	団体数	団体員数	団体数	団体員数
昭和18年	218,074	11,331,928	2,652	184,710
昭和19年	—	—	—	—
昭和20年	227,354	12,248,551	2,001	113,326
昭和21年	195,575	10,309,497	3,441	264,006

団体員数は、戸数を表す

出典：大蔵省主税局『統計年報書』70回、71回、72回（昭和22年、昭和22年、昭和23年）より作成

表 4-2：同業者団体

	砂糖消費税		織物消費税		物品税		遊興飲食税		入場税		特別行為税	
	団体数	団体員数	団体数	団体員数	団体数	団体員数	団体数	団体員数	団体数	団体員数	団体数	団体員数
昭和20年	55	1,801	183	10,081	1,684	210,207	2,131	151,391	199	7,011	723	78,908
昭和21年	0	0	178	11,229	1,354	156,673	2,018	197,230	241	11,156	0	0

団体員数は、戸数を表す

出典：大蔵省主税局『統計年報書』71回、72回（昭和22年、昭和23年）より作成

昭和 22 年に税制改正が何度か行われたが、昭和 22 年 4 月施行の税制改正では、町内会や隣組制度廃止に伴い、納税団体が納税組合に改組されることとなった⁽³⁴⁾。

地域団体と職域団体とで分けられており、注目するのは昭和 21 年度に職域団体の納税組合数が増加していることである。地域団体は、戦後の民主化運動の一環として、町内会等が廃止されるのに伴い数を減らしていったと考えられるが、職域団体については、団体数、団体員数ともに増加している。この背景には、戦後の経済活動の再開が考えられる。

また、徴税補助機能を持った同業者組合は、各税法に拠っているため、戦後に大きく数を減らしたケースは見られない。

（2）税務代理士の登場

戦時中の税務行政をめぐるもう一つのトピックが、昭和 17（1942）年の税務代理士の登場である。

日清戦争後の明治 29 年に営業税が国税へ移管され（翌年より施行）、商工業者の税負担が増加していくようになる。そこで、特に関西地方の特定の商工業者は、会計に素養のある者や元税務職員などに税務の相談を依頼するようになった⁽³⁵⁾。

⁽³⁴⁾ 大蔵省主税局長前尾繁三郎「今回の根本的税制改正について」（『財政』12 巻 5 号（大蔵財務協会、1947 年））14 頁。また、この時の税制改正で酒類団体法も改正され、「最近の民主化に相応し構成員の強制加入制を廃止し、統制規程に関する規定の改正をなした」と説明している。

⁽³⁵⁾ 日本税理士会連合会・前掲注(3) 8 頁。

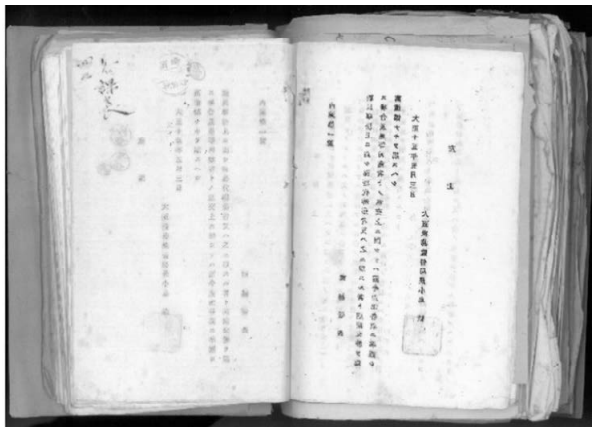
また、日露戦争が勃発すると、非常特別税法によって商工業者の課税範囲が広がり、税務代理の需要が増えてきたため、それを専門の職業とする者が出現するようになった⁽³⁶⁾。特に大阪では活発に活動しており、「当大阪市内に於て数年前より税務共同会、公平会或は何々会と称し税務一般の代理を為す者続々増加し近時其の数約三十名に達せり」⁽³⁷⁾という状況になっていた。

しかしながら、彼らの中には依頼者が税に関する知識が乏しいことを奇貨として、みだりに審査請求や訴願、訴訟を起こしたり、あるいは不当な報酬を要求したりする者も現れた⁽³⁸⁾。そのため、大阪府では、明治 45 年に税務代弁者取締規則を制定し、税務代理業を営もうとする者（関西では税務代弁（業）者と呼ばれていた）は、所轄警察署へ届け出、免許証を受けることとされた⁽³⁹⁾。公安を害する恐れのある者には免許は出されず、一定の信用保持が図られた上、報酬規程は警察署長を通じて大阪府庁の許可を受ける事も定められている。

このような規則は昭和 11 年には京都府でも制定された⁽⁴⁰⁾が、全国统一の法律は制定されていなかった。

しかし、それ以降も、税務代理業者をめぐる不正事件や、税務職員への贈賄事件が起きていた。そのため、税務代理業者への対応についての通達がしばしば出されていた。特別展示では、大正 15 年の大阪税務監督局から税務署長へ出された通達を展示している。そこでは、税務署においては、特命がある者の外、署長、課長、係長が「税務代弁業者」と応接交渉をすることとし、金品の贈答、貸借、周旋等は禁止されていた（史料 10）。

史料 10：税務代弁業者トノ応接交渉ニツイテ



おりしも、昭和 2 年には現在の公認会計士法の前身である計理士法が制定された。彼らも税務代理業務を行うことがあったが、一部の税務代理業者が不正を行っていることを憂慮し、この計理士側から、税務代理業に関する法律の制定を求める動きがまず起った。

⁽³⁶⁾ 日本税理士会連合会・前掲注(3)10 頁。

⁽³⁷⁾ 明治 44 年 10 月大阪税務監督局「税務代理人委任状に関する件」（名古屋税務監督局「例規類纂 直税篇」平 12 名古屋 979 所収）。

⁽³⁸⁾ 日本税理士会連合会・前掲注(3)10 頁。

⁽³⁹⁾ 日本税理士会連合会・前掲注(3)11～13 頁。

⁽⁴⁰⁾ 日本税理士会連合会・前掲注(3)14～19 頁。

昭和5年に西日本計理士会が、「税務代理人取締規則制定に関する建議書」を政府に提出した⁽⁴¹⁾。昭和7年には、計理士法改正期成会が帝国議会に「税務代理人法制定に関する建議案」を提出し、昭和8年に、金井正夫⁽⁴²⁾衆議院議員等により、「税務代理士法案」が提出されたが、不成立となっていた⁽⁴³⁾。

昭和12年に日中戦争が勃発し、北支事件特別税法が公布され、翌年には支那事変特別税法が公布され、戦時税制へと移行していった。このような中で、税務代理業者側からも税務代理士法制定を求める動きが出てきた。税務代理業者の社会的信用の保持を目指し、税務代理人法の制定運動は、まず、昭和13年に神戸から始まったといわれている⁽⁴⁴⁾。その後、大阪、京都でも税務代理人法期成運動が広がり、昭和14年には名古屋にも広がった。昭和15年には、全日本税務代理人法期成同盟会が結成された⁽⁴⁵⁾。

一方、税務当局側でも、戦時税制の下、円滑に税務行政を遂行したいという思惑から、税務代理人法制定へと動き出した。

そして、昭和17年に「そこで今回此等業者に関する基礎法として、税務代理法を制定し、此等業者の資格を限定すると共に之を許可制度とし、其の素質の向上を図り、又取締の徹底を期し、之に依り戦時に於ける税務行政の円滑なる運行に資せんとする」⁽⁴⁶⁾ために税務代理士法(法律第46号)が制定された。

特別展示では、昭和17年の東京地方税務代理士会設立総会での賀屋興宣大蔵大臣の祝辞をパネル展示している(史料11)。その中では、税務代理士について「納税者ノ善良ナル指導者トナリ其ノ権利ヲ正当ニ擁護セシムルト共ニ納税思想ノ普及宣伝ニ努メシメ以テ戦時下税務行政ノ適正円満ナル運営ニ資スル為創立セラレタルモノナリ」⁽⁴⁷⁾と、その運営に期待を寄せている。

⁽⁴¹⁾ 日本税理士会連合会・前掲注(3)26頁。

⁽⁴²⁾ 金井正夫は、京都帝国大学卒業後、司法省試補、予審判事、大阪地方裁判所東大阪区裁判所判事を経て、弁護士となり、関西大学の講師も務めた。昭和7年の第18回総選挙で、鹿児島県第3区から出馬して当選。立憲政友会に所属。戦後には和歌山県知事となるが、まもなく公職追放となる。その後は弁護士を務めていた(衆議院、参議院編『議会制度七十年史 第11巻』(大蔵省印刷局、1962年)137頁)。

⁽⁴³⁾ 日本税理士会連合会・前掲注(3)26頁。

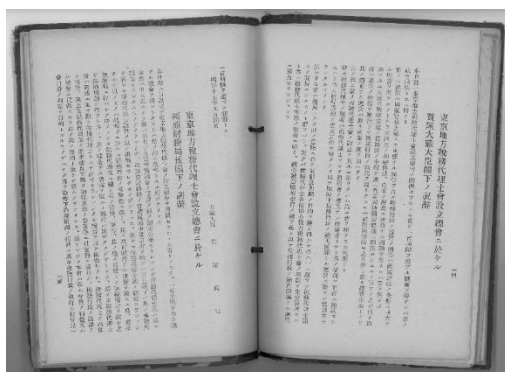
⁽⁴⁴⁾ 日本税理士会連合会・前掲注(3)1054頁。

⁽⁴⁵⁾ 日本税理士会連合会・前掲注(3)1060頁。

⁽⁴⁶⁾ 池田勇人「税務代理士制度の概要」(『財政』7巻3号、1942年3月)。池田勇人は、この当時、大蔵省主税局国税課長を務めていた(大蔵省百年史編纂室『大蔵省人名録 一明治・大正・昭和一』(大蔵財務協会、1973年))13頁。

⁽⁴⁷⁾ 「東京地方税務代理士会設立総会ニ於ケル賀屋大蔵大臣閣下ノ祝辞」(東京地方税務代理士会「税務代理士必携」1942年、所収)。

史料 11：東京地方税務代理士会設立總會ニ於ケル賀屋大蔵大臣祝辞



新たに制定された税務代理士法では、税務代理士業務を行うことができる者を税務代理士に限定し、その税務代理士の素質の向上を図り、資格を限定することとされた。税務代理士になろうとする者は、本籍、住所氏名、事務所の設置場所、履歴書、税務代理士たる資格を有する旨の証明書等を添付した許可申請書を、所轄税務署長を経由して、大蔵大臣へ提出することとなった。そして、内閣や大蔵省、司法省などの関係省庁の高等官や各財務局長からなる税務代理士銓衡委員会（会長は大蔵次官）の銓衡を経て、税務代理士となった。各財務監督局内に税務代理士会が設置され、税務代理士はそこに加入することとされた。また、この時の対象税目は、国税のみとされ、地方税は管轄外とされた。

このような経緯で税務代理士法は制定されたのだが、戦後の民主化の中、制度が改革された。

昭和 22 年には、賦課課税制度から申告納税制度へと大きく変わり、税制の民主化が図られるようになった。後述するが、申告納税制度の導入により、一挙に増加した納税者に、正しく税法を理解してもらうことが重要となり、税務代理士の果たす役割が大きくなった。さらに、昭和 24 年のシャウプ勧告では、税務代理士の能力の水準を引き上げるよう勧告している⁽⁴⁸⁾。

このような空気の下「申告納税制度を健全に発展させると同時に税務行政を円滑に運営するため、税務代理士の素質を向上することに努め、その地位を高めることを目的」⁽⁴⁹⁾として、税務代理士法の改正が企図され、昭和 26 年に税務代理士法が廃止され、代わりに税理士法（法律第 237 号）が公布された。

税理士法では、他人の求めに応じて所得税、法人税、相続税等のほか、市町村民税、固定資産税等の地方税について、申告、申請等の代理、書類の作成、相談に応じる事等の業務を行う者を税理士とした。

⁽⁴⁸⁾ 「また引き続いて、適正な税務行政を行うためには、納税者が税務官吏に対抗するのに税務官吏と同じ程度の精通度をもってしようとするれば、かかる専門家の一団の援助を得ることが必要である。従って、税務代理士階級の水準が相当に引き上げられることが必要である。かかる向上の責任は主に大蔵省の負うべきところである。税務代理士の資格試験については、租税法規並びに租税および経理の手續きと方法のより完全な知識をためすべきである」(GHQ 発表版『シャウプ使節団 日本税制報告書 附録 巻 4』D63 頁)と述べられている。

⁽⁴⁹⁾ 中橋敬次郎「税理士法案の概要」(『財政』16 巻 6 号(大蔵財務協会、1951 年))。中橋は、この当時、大蔵省主税局税制課課長補佐兼国税庁直税部法人税課に勤務をしていた(大蔵省百年史編纂室・前掲注(46)123 頁)。

税理士となる資格を有する者は、1. 弁護士、2. 公認会計士、3. 税理士試験に合格した者、4. 税理士試験の免除科目が試験科目の全部に及ぶ者とされ、さらに、3と4に該当する者には、国税若しくは地方税または会計に関する実務経験が2年以上必要とされた。

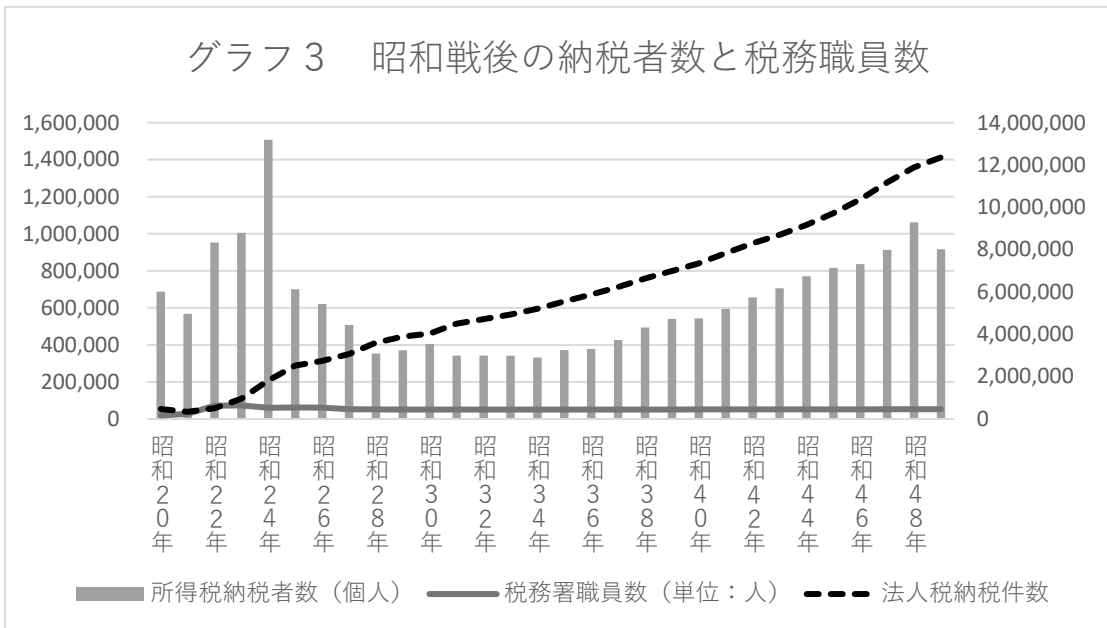
3. 戦後の税務行政と関係民間団体

(1) 申告納税制度の導入とシャープ勧告

戦後に結成された関係民間団体について見ていく前に、その前提状況を確認しておく。

先にも触れたが、戦後の税制、税務行政に最も大きな影響を与えたのが、昭和 22 年の申告納税制度の導入と昭和 24 年のシャープ勧告である。

昭和 20 年以降の納税者数と税務職員数の推移を表したグラフ 3 も確認しながら、この時期を確認しておく。



出典：国税庁長官官房総務課『税務統計年報書 第 100 回記念号』（国税庁、1976 年）

納税者が、税法に基づき自ら税額を計算し、その計算した税額を税務署の調査等に先立ってまず納める申告納税制度は、終戦直後の臨時税である戦時補償特別税(昭和 21 年法律第 38 号)と財産税(昭和 21 年法律第 52 号)から、まず導入された。昭和 22 年 4 月の税制改正で、所得税(法律第 27 号)、法人税(法律第 27 号)、相続税(法律第 87 号)等の直接税にも導入された。

また、昭和 22 年 4 月の税制改正では、国税徴収法の改正(法律第 12 号)により、直接国税の徴収の市町村への委託制度を廃止し、酒類団体法改正により酒類団体への強制加入が任意に改められ、隣組制度の廃止に伴い納税施設法が改正され、納税団体は納税組合へと改称された

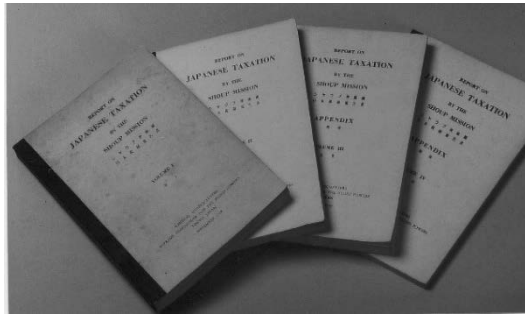
(50)。

この税制改正の結果、特に昭和 22、23 年当時では、個人営業者のほか、農業者が所得税納税者の中枢を占めており、納税者数全体も極端に跳ね上がった⁽⁵¹⁾。そのため、それに対応する税務職員数も増加はしたが、納税者数の増加には追い付いていない状況であった。

なお、昭和 22 年 12 月の改正では、納税施設法が廃止された（法律第 142 号）。

昭和 24 年には、戦後の日本税制の在り方に大きな影響を与えた日本税制報告書（シャウプ勧告）が出された（史料 12）。シャウプ勧告では、経済の安定、負担の公平化、税務行政の公平化、地方財政の強化などが求められていた。

史料 12：日本税制報告書（シャウプ勧告）



具体的には、青色申告制度の導入が提言され、戦前から行われていた同業者組合が税務当局と団体交渉を行ったり、組合に税額を一括で割り当てて、組合員に配賦するという方式を、ボス支配、情実の弊害を除去するために否定した⁽⁵²⁾。シャウプ勧告を受けて、団体交渉等の同業者団体の課税への直接的な関与は税務行政上逐次廃止されたが、「権衡査案」に当たっての同業者組合に対する組合員の順位、格付の諮問答申等は、その後も実際上広く行われた⁽⁵³⁾。

また、同年にアメリカへ税務行政視察に行っていた高橋衛国税庁長官は、訓示において税務職員に示した目標で、1、信頼できる納税者の発見とその育成、2、納税者の信頼と尊敬を勝ち得ること、3、納税者の納得する税務の執行とともに、4 番目に納税者の積極的協力体制の確立を挙げている。この 4 番目の目標を具体的に、「納税思想の普及宣伝にも深く留意し、その善意と信頼に立脚する申告納税制度の完成にまい進いたしたい」⁽⁵⁴⁾と述べ、申告納税制度の完成のためにも、納税者との新しい関係を築こうと模索したのである。

(50) 前尾・前掲注(34)14 頁。

(51) 大蔵省財政史室『昭和財政史 一終戦から講和まで一 第 8 巻』（東洋経済新報社、1977 年）348 頁。

(52) シャウプ勧告では、同業者組合が関与する賦課や納税について「余りにもたやすく恐喝、ボス支配、情実及び資金の横流しを招き易い」と評価している（GHQ 版『シャウプ使節団 日本税制報告書 附録 巻 4』D60 頁）。

(53) 大蔵省財政史室・前掲注(51)462 頁。なお、「権衡査案」とは、納税者数が少なかった戦前において、各税務署で同一業種の業者をリストアップしておき、その中から詳しく実地調査した納税者の所得を柱として、これと比較しながら同業者全体についてバランスが採れるように所得を査定していった方法である。この際に、同業者団体に対して、同業者団体から見た所得の格付等について諮問をしていた（大蔵省財政史室・同注 319 頁）。

(54) 昭和 25 年 11 月 2 日国税庁長官訓示（可部税務署「昭和 26 年 署長訓達簿」平 4 広島 14）。

このように、関係民間団体と税務行政との関係が大きく変わった時期に、現在にも続く様々な団体が結成されたのだが、その様子をこのコーナーで展示している。

(2) 納税貯蓄組合

戦後の民主化政策のなか、昭和 22 年に納税施設法が廃止され、これに基づく納税組合は廃止となった。しかし、一部の納税組合は、任意の納税協力団体として存続していた⁽⁵⁵⁾。

この当時の日本の財政は、戦前のように、公債に頼ることができなくなり、財源を租税収入に求めざるを得ず、国民の租税負担が重くなっていった。租税の収納状況が悪化していき、完納運動などが行われていった。

また、戦後財政の再建のために、貯蓄の増強と徴税の促進と円滑化が進められるようになった。その手始めとして、昭和 24 年に納税準備預金制度が設けられた。また、収納状況が悪化している中、納税施設法廃止により解散していた納税貯蓄組合が、自然発生的に結成されるようになっていた⁽⁵⁶⁾。これらの団体を、国や地方公共団体は民主的に発展させる必要性が生じた。

そこで、昭和 26 年に議員立法で納税貯蓄組合法が制定された。

自由党の選出議員、奥村又十郎⁽⁵⁷⁾によると、シャープ勧告を受けた税制改正で、税法上では合理化公平化が進んだが、反面、源泉所得税や申告所得税の間で、農業者と営業者の間で、実質的な税負担、「納税歩合」では不公平が続いている状態であり、これを解消するために二つの方策が課題であるとしていた。一つは税務行政の改善により、納税者の税務当局への不信感を払しょくすることを挙げ、「この点について、最近の税務行政は相当改善せられた跡」⁽⁵⁸⁾が伺えると評価した。

もう一つの方策は「納税者をして納税思想をたかめ進んで納税に協力する様に致すべきであります。その具体的方策としては、納税貯蓄組合の結成を促進し、亦その発達を助成する事が最も効果的であり、且つ、納税者にも喜ばれる方法」であるとし、衆議院大蔵委員会の自由党委員全員が納税貯蓄組合法の議員提案がなされた、と法律制定の経緯を説明している⁽⁵⁹⁾。

この新しく誕生した納税貯蓄組合は、個人や法人の地域又は勤務先を単位として組織し、組合員資格を同業者間に限定する同業組合は、その対象外とされた。そして、組合への参加や脱退等は任意とされた。

納税貯蓄組合法制定と同時期に、納税表彰制度も見直された。納税に功績がある個人や団体を表彰する制度は、昭和 15 年の大蔵省議納税表彰規程からあったが、この当時は徴収事務を市町村に委託しており、表彰の対象者が市町村や市町村吏員であった。納税表彰は戦後の混乱で一時中断していたが、昭和 25 年に大蔵大臣表彰が復活した⁽⁶⁰⁾。しかし、申告納税制度に対応するため、昭和 26 年 1 月に大蔵省議で新たな納税表彰規程を定めたのである。表彰対象は、

⁽⁵⁵⁾ 全国納税貯蓄組合連合会・前掲注(3)5頁。なお、同書によると、昭和 52 年段階で、納税施設法廃止後も存続していた団体は、地方税の取りまとめ納付を行っていたようである。

⁽⁵⁶⁾ 全国納税貯蓄組合連合会・前掲注(3)6頁。

⁽⁵⁷⁾ 奥村は、福井県選出で当時は自由党に所属し、衆議院大蔵常任委員会理事、自由党税制調査会副会長を務めていた。後に、第二次岸内閣で大蔵政務次官を務めた(衆議院・参議院・前掲注(42))120頁。

⁽⁵⁸⁾ 奥村又十郎「納税貯蓄組合法の誕生に際して」(『財政』16巻6号(大蔵財務協会、1951年))38頁。

⁽⁵⁹⁾ 奥村・前掲注(58)38頁。

⁽⁶⁰⁾ 国税庁『国税庁 50 年史』(国税庁、2000年)87頁。

市町村、納税貯蓄組合、その他の団体及び個人又は法人とされ、表彰を行う者は、大蔵大臣、国税庁長官、国税局長又は税務署長とされた。特別展示では、この新しくなった納税表彰規程による最初の大蔵大臣表彰受表彰者が、昭和天皇へ拝謁している様子の写真を展示している（史料 13）。

史料 13：納税表彰記念写真



納税貯蓄組合法が制定されてから、その結成が積極的に推進されていった。納税貯蓄組合法制定直後の昭和 26 年の 5 月末の組合数は 2,299 組合、組合員数は 96,134 人だったが、制定から 25 年後の昭和 51 年度末では、組合数が 159,116 組合、組合員数は 10,321,640 人となった⁽⁶¹⁾。この 25 年間で、組合員数は順調に増加していったのだが、組合数は、組合の内容の充実のほか、組合の合併等によりその規模の適正化が図られたため、昭和 30 年度末には約 63,000 組合へと急減したのだが、そこからまた順調に増加していった⁽⁶²⁾。

この法律制定から昭和 50 年代までは、納税貯蓄組合の発展の時期ともいえ、昭和 46 年には、法律制定 20 周年を記念して、記念式典が開催された。特別展示では、この時に配られた記念文鎮を展示している（史料 14）。

史料 14：納税貯蓄組合法施行 20 周年記念文鎮



⁽⁶¹⁾ 全国納税貯蓄組合連合会・前掲注(3)15 頁。

⁽⁶²⁾ 全国納税貯蓄組合連合会・前掲注(3)13 頁。

(3) 青色申告会

次に、青色申告会の結成過程について展示を行っている。

青色申告制度は、昭和 24 年のシャープ勧告により導入された。当時の納税状況は、過少申告や無申告、それに対する税務当局の推計による大量の更正・決定、さらにそれに対する異議申立て、その結果、翌年に再び過少申告又は無申告、という悪循環に陥っていた。この悪循環を打破するため、シャープ勧告は、納税者自身が正確な帳簿を付け、これに基づいて誠実な申告を行い、税務当局はそれにより、更正・決定のための必要な時間を確保し、納税者に対しては、更正・決定の理由をできるだけ詳しく通知するよう求めた⁽⁶³⁾。

申告納税制度が導入された当時、日本の経済は厳しいインフレに見舞われていた。終戦直後は、法人が壊滅状態であり、税源を農業者と個人営業者に大きく依存する状態となっていた⁽⁶⁴⁾。また、昭和 22 年に創設された取引高税廃止を求める「取引高税撤廃運動」が商工会議所を母体とする商業者同盟によって展開されていた。このように、所得税等の重税感、取引高税撤廃運動等を背景に、「税金旋風の下で、果たして誠実な納税者が生きて行けるかどうか、政府に反省を求め、世論に訴えるべく、売上も利益も公開するいわゆるガラス張り運動が台頭」した⁽⁶⁵⁾。この「ガラス張り運動」は、ガラス張り経営運動ともいわれ、正確な記帳を公開することで、税務調査にも対応していこうとするもので、そのリーダーが、商業者同盟の専務理事を務めていた喜多村実と、東京都商工指導所部長を務めていた坂田武雄であった。ガラス張り経営を実際に採用しているのをシャープ使節団が視察して、青色申告制度は日本でも通用すると確信し、シャープ勧告で青色申告制度の導入が提言された⁽⁶⁶⁾。

シャープ勧告を受けて、昭和 25 年度の税制改正で、青色申告制度が採用された。すなわち、昭和 24 年 12 月 15 日公布の「所得税法の臨時特例等に関する法律」等でその実施が決められ、青色申告を利用しようとする者は、昭和 25 年 1 月末日までに税務署に届け出ることとされた。しかし、当時の個人営業者で、正しく帳簿を付ける者は少ない状態だった。そこで、まず、国税庁や中小企業庁、経済安定企画本部、日本商工会議所等で「青色申告に伴う中小企業簿記普及運動」が展開された⁽⁶⁷⁾。特に、誕生したばかりの国税庁が、青色申告普及のためのテキスト、講師謝金、会場費用等を負担するなどし、全国で大々的に開催されたが、昭和 25 年度の青色申告の申請者は、法人では全体の 44% だったのに対し、個人営業者は 4% と、個人営業者は極めて不振という状態だった。

このガラス張り経営運動を、税務行政の側から後押ししたのが、清野真東京国税局直税部長であった。また、中小企業のバックアップの立場から、中小企業庁や東京都商工指導所も運動を援助していた⁽⁶⁸⁾。特に、清野は、「正直者には馬鹿を見させない」という考え方から、青色申

⁽⁶³⁾ 国税庁・前掲注(59)72 頁。

⁽⁶⁴⁾ 全国青色申告会総連合・前掲注(3)56 頁。

⁽⁶⁵⁾ 播・前掲注(3)35 頁。

⁽⁶⁶⁾ 播・前掲注(3)37 頁。また、国税解説協会・前掲注(3)53 頁も参照。

⁽⁶⁷⁾ 全国法人会総連合・前掲注(3)64 頁。

⁽⁶⁸⁾ 播・前掲注(3)37 頁。なお、同書の「まえがき」によると、著者の播久夫は、当初は中小企業庁の課長補佐として中小企業の経営指導に尽力し、青色申告制度の立案や実施について大蔵省や国税庁に協力していた。東京青色申告会連合会が創立されると、その事務局長となり、以来、40 年に渡り、青色申告の普及指導に当たった人物である（播・前掲注(3)3 頁）。

告制度の定着を推進していった⁽⁶⁹⁾。

当時の東京国税局直税部長であった清野真の後押しもあり、東京国税局管内では、青色申告会の結成が積極的に推進され、昭和 25 年秋の段階で、東京都内で 36 の青色申告会が結成された。翌昭和 26 年 3 月には、東京青色申告会連合会が創設された。当初は、東京国税局管内の運動とみられていたが、健全的に運営されていたこと、昭和 28 年には平田敬一郎国税庁長官が誕生したことにより、青色申告会が健全な納税者団体として認識されるようになったことにより、全国各地に青色申告会の結成が広がっていった。

そして、昭和 30 年には、全国組織としての全国青色申告会総連合が結成された。

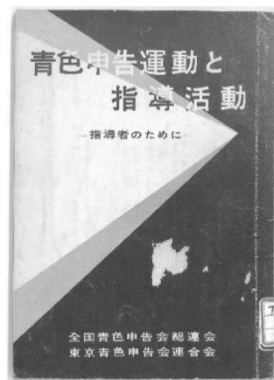
特別展示では、青色申告会の活動を表す史料を展示している。

東京青色申告会連合会が、昭和 31 年に、会員証も兼ねて配付した青色申告手帳を展示した（史料 15）。この手帳は、会員と税務署との連絡事績簿を目的として作成されたもので、前半は「税金のための帳簿」として、税務署の指導等の記録、講習会等の出席事項を記入し、後半は「経営のための帳簿」として、売上げや仕入れ、経費等を記入して、経営が把握しやすくなるようになっている。中では、「特典の活用こそ青色申告者に与えられた権利」と謳っており、青色申告制度の積極的な活用を促している。

史料 15：青色申告手帳

史料 16：青色申告運動と指導活動

史料 17：青色申告の家表札



また、昭和 35 年に全国青色申告会総連合と東京青色申告会連合会が作成した「青色申告運動と指導活動」は、昭和 28 年に青色申告の要件が緩和されたことにより、青色申告者数は増加したのに反比例して記帳内容の質が低下してきたため、会員への指導要領などをまとめた冊子である（史料 16）。

また、会員の証として、「青色申告の家」という表札も展示している（史料 17）。これは、名古屋国税局多治見税務署管内で作成配付されたものである。多治見市周辺は、窯業が盛んであり、町の産業を表す貴重な史料として展示をしている。

⁽⁶⁹⁾ 国税解説協会・前掲注(3)47頁。

(4) 法人会

法人会の第1号は、昭和21年11月12日に誕生した石巻法人協会といわれている⁽⁷⁰⁾。『全法連30年史』によると、設立過程は不明ではあるが、石巻法人協会が設立された背景は、石巻市が戦災に会わず、賦課課税制度の下で徴税の目標都市となったことへの対応であった⁽⁷¹⁾。

法人会第2号として、昭和22年6月に岩手県の花北法人会が、同7月には青森県のむつ法人会と、次々に誕生していくが、昭和22年4月の申告納税制度導入がきっかけと考えられる⁽⁷²⁾。すでに、申告納税制度は、昭和20年4月から資本金500万円以上の大企業等には導入されていたが⁽⁷³⁾、昭和22年の税制改正で全法人に適用されることとなり、中小企業にも税法等の正しい理解が急務となったのである。

おりしも、申告納税制度の導入と同時に、清野真仙台財務局直税部長が就任した。清野は納税者に「税についての主人公」となってもらうため、税に関する勉強会を納税者と税務当局とで開催しようとし、その母体として法人会の結成を促していった⁽⁷⁴⁾。昭和22年の申告納税制度の導入が法人会の結成を加速度的に進めていった。

清野は翌23年12月に関東信越財務局直税部長を経て、東京国税局直税部長に就任し、さっそく、法人会の結成に着手していった。東京都内の税務署管内に法人会が結成されていくようになったが、さらに、連合会の結成が促され、まず、昭和25年9月に東京法人会連合会が結成された⁽⁷⁵⁾。その後、税の勉強会だけでなく、税制や税務行政へ意見を具申する団体として、全国的な団体の結成の必要性が認識されるようになった。まずは、昭和28年、東京国税局管内で、東京、三多摩、神奈川県、千葉県、山梨県の法人会連合会が集まり、東京法人会総連合が結成された。翌昭和29年には、全国法人会総連合が結成された。

特別展示では、法人会の活動を示す史料を展示している。

税務職員を招いての簿記講習会テキストや、東京法人会連合会がまとめた税制改正に関する意見書、法人会主催の租税教室用に作成されたパンフレットをパネルとして展示している。

また、関東信越国税局春日部税務署管内の法人会連合会員の表札を展示している(史料18)。この史料は、ホーロー製で、上部に穴が開いている。正確な作成年代は不明だが、立川法人会の例では、結成直後の昭和25年8月に門標と会員証が会員に配付されており⁽⁷⁶⁾、この史料も、埼玉県法人会連合会が結成された昭和29年頃に作成されたものではないか、と考えられる。立川法人会の場合、門標について、門柱、事務所の入入口又は室内でよく目に付く所に打ち付ける事、紛失したときは直ちに立川法人会に報告すること、退会の際には返還するよう決め

⁽⁷⁰⁾ 全国法人会総連合・前掲注(3)168頁。

⁽⁷¹⁾ 全国法人会総連合・前掲注(3)171~177頁。

⁽⁷²⁾ 全国法人会総連合・前掲注(3)182頁。

⁽⁷³⁾ 従来、決算確定後から税額決定まで相当期間を要していたため、国庫収入の遅延、企業にとっては経理上の不便が生じていた。これを緩和するために、決算確定後60日以内に法人税や営業税、臨時利得税等を自ら算定し、申告と同時に納付し、後日、調査の上、追徴・還付する制度とした(田中豊「今次税法改正案の概要」(『財政』10巻2号(大蔵財務協会、1945年))38頁)。

⁽⁷⁴⁾ 国税解説協会・前掲注(3)32~35頁。

⁽⁷⁵⁾ 全国法人会総連合・前掲注(3)204頁。

⁽⁷⁶⁾ 立川法人会『25年のあゆみ』(立川法人会、1976年)36、37頁。

られており⁽⁷⁷⁾、春日部法人会連合会の場合も、同様であったと考えられる。

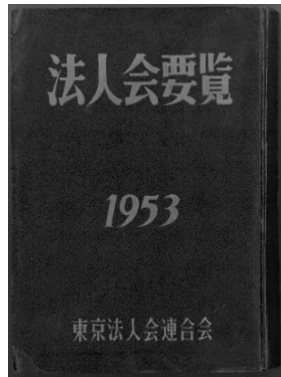
『法人会要覧』では、東京法人会連合会創立3周年を記念して作成された冊子で、東京法人会連合会の結成の経緯、各支部の会員の名簿等が記載されている（史料19）。

また、法人会では税に関する勉強会や講習会を行っているが、様々な媒体も利用されていた。特別展示では、国税庁協力の下、全国法人会総連合と日本税理士会連合会との共同提供で放送されたラジオ放送「税務セミナー」のテキストを展示している（史料20）。このラジオ放送は、中小企業の経理担当者を対象に法人税の実務について解説することを目的としたものである。

史料 18：法人会連合会の表

史料 19：法人会要覧

史料 20：ラジオ放送「税務セミナー」テキスト



（5）間税会

これまででは、直接税に関する関係民間団体の結成過程を見てきた。次に、間接税を扱う間税会について見ていく。

間税会の前身である間税協力会第1号は、昭和22年2月に結成された「板橋税務署管内物品税の正しい納税運動促進会」とされている⁽⁷⁸⁾。なお、『全間連30年の歩み』等では、「納税貯蓄組合や青色申告会、法人会の活動を見聞し、(中略)間接税についても、税法の研修の場が必要であり、正しい納税手続を知る必要があった。このため、有志が相寄り、税務署単位の物品税協力会を結成することとなった。昭和22年2月に結成された板橋税務署管内物品税の正しい納税運動促進会が、間税協力会第1号である」⁽⁷⁹⁾としているが、この「板橋税務署管内物品税の正しい納税運動促進会」が結成された昭和22年2月は、所得税等での申告納税制度導入前であり、納税貯蓄組合や法人会（石巻法人協会は若干その性質が異なるため除外）、青色申告会が存在していない時期であり、後述する「物品税の正しい納税運動」の時期ともズレがある。

先に述べたが、戦前に組織された物品税の徴税補助団体は戦後にも残存しており、それが「板橋税務署管内物品税の正しい納税運動促進会」の母体となった場合も考えられる。

いずれにせよ、間税協力会第1号の設立背景には検討の余地がありそうだが、その後の団体

⁽⁷⁷⁾ 前掲注(75)に同じ。

⁽⁷⁸⁾ 全間連30年の歩み作成部会・前掲注(3)56頁。

⁽⁷⁹⁾ 前掲注(78)に同じ。

主要な場所で開催されていたことが確認できるが、東京以外の地域でも、ターミナル駅周辺等それぞれの主要な場所で開催されており、間税協力が間税会へと改組した平成元年からは、「くらしのなかの税金展」へと名称が変わっている。

戦前期の日本の間接税は、戦費調達のための臨時税的な性格が強かったが、シャープ勧告により、間接税は恒久税として位置付けられ、物品税などは大きく改正された。間接税は大きく変わった上に、直接税に申告納税制度が導入された影響で、間接税納税者にも、正しい税法の理解が強く認識されるようになった。

(6) 納税協会

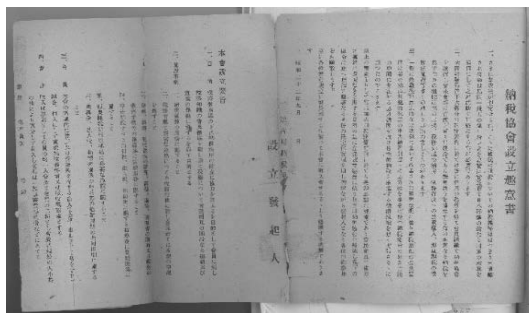
大阪国税局管内固有の関係民間団体として、納税協会がある。納税協会は、「税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の昂揚を図り企業及び地域社会の発展に貢献すること」を目的として、大阪国税局管内税務署毎に設置されている。

納税協会の前身は、昭和 19 年に大阪財務局内に結成された源泉納税報国会に遡る。昭和 19 年 3 月に定められた設立趣意書では、「大阪財務局及所轄税務署ノ指導ノ下ニ税務署単位ニ所得税法ニ規定スル源泉徴収事務ニ関シ税務官庁ニ協力シ皇国ノ租税理念ニ基キ納税奉公ノ完遂ヲ期スルヲ以テ目的トス」⁽⁸⁴⁾とされた。この会は、他の統制会のように、会員相互を統制するというものではなく、あくまでも会員各自の源泉納税が円滑に行われることを目的として運営していったが、終戦後、順次、「納税協会」へと改称されていった。

この納税協会を育成発展させるためには、税法での規定が必要という声が会員から上がった。納税協会の法制化を推進するため、昭和 21 年 6 月に大阪財務局管内納税協会連合会が結成された⁽⁸⁵⁾。昭和 30 年には、納税協会連合会内に、青色申告部会、納貯部会、法人部会、源泉部会、間税部会、管理厚生部会の 6 小部会が設置された。

特別展示では、昭和 22 年 9 月の加古川納税協会の設立趣意書を展示している（史料 22）。

史料 22：納税協会設立趣意書



日本国憲法制定により、国民の納税義務が再確認されたことを機に、租税道徳の昂揚、税務知識の涵養、税務行政への民意導入等を目的として、納税協会を結成しようと訴えている。ま

⁽⁸⁴⁾ 橋詰周市「納税協会の誕生」（大阪国税局管内納税協会連合会・前掲注(3)）211、212 頁。橋詰は、税務官吏出身で、誕生直後の大阪財務局源泉納税報国会の運営実務を担うと同時に、東源泉納税報国会の常任理事も務めていた。

⁽⁸⁵⁾ 大阪国税局管内納税協会連合会・前掲注(3) 1 頁。

た、申告納税制度が導入され、自主的納税を推進するためにも官民の中間に介在する機関の存在が必要であるとも訴えており、新憲法下の税の民主化と同時に、申告納税制度の導入が、納税協会の設立を後押ししていたことが分かる。

なお、この史料は「加古川納税協会設立関係ならびに参考書類」という簿冊に入っており、簿冊には、加古川納税協会が設立した昭和 22 年から昭和 40 年までの間の活動が収められている。加古川納税協会設立と同時期に、地元有志によって加古川税務署庁舎が新築された過程も知ることができる。

おわりに

以上、令和 6 年度特別展示の概要を解説した。

明治期からの戦前期にかけては、納税者数の増加と税務行政の現場での人手不足という問題を補うため、そして、税の滞納を抑制するために、納税組合等が結成されていった。

さらに、戦後、その性格は大きく変わっていった。

納税組合等は、戦後、GHQ の「ボス支配」批判の対象となり、昭和 22 年には根拠法の一つである納税施設法が廃止された。また、シャープ勧告によっても、同業者団体の税務行政への関与は否定されていた。

しかし、納税組合等の法的根拠が失われた直後から、納税者側から自主的に関係民間団体が結成され、昭和 26 年には納税貯蓄組合法が成立した。納税貯蓄組合の結成の目的の一つ、納税思想の昂揚という目的は、戦前も戦後も変わっていない。そもそも、納税協会設立趣意書で謳われたように、納税の義務は、明治憲法でも現行憲法でも規定されており、納税の重要さという価値観は変化しておらず、それが納税協会や納税貯蓄組合等、関係民間団体の結成を促した。

関係民間団体の性格が大きく変わったのは、申告納税制度の導入がきっかけといえる。

納税者が、税法の知識を正しく持って税額を申告するという制度により、正しい税知識の普及の為に自主的な団体が必要となり、また、税制改正への提言など能動的な団体が必要となっていた。これらを背景として誕生したのが、法人会や青色申告会である。賦課課税制度時代の受動的な性格から、能動的な性格へ、「税のパートナー」へと変わっていったのである。

雑駁ではあるが、租税史料室の令和 6 年度特別展示の概要について解説した。特別展示を通じて、税務行政を取り巻く人々の時代ごとの姿についてご覧になっていただきたい。